

自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子2名（うち1名は原発事故後に避難先において出生））について、避難費用（交通費及び引越し費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、通勤費増加費用等）及び避難雑費（平成27年3月まで）並びに母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用が賠償されたほか、申立人らが長期間安定した避難生活を送るために遠方に転居するにあたり、申立人父が原発事故時の勤務先を退職したことにより生じた就労不能損害の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、別紙記載の和解金合計362万8425円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の和解金のうち金128万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年12月17日

（仲介委員 玉越 浩美）

損害項目		期間	和解金
避難費用	交通費 引越費用	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月 31 日まで	210,600 円
生活費 増加費用	謝礼		240,000 円
	家財道具購入費用		150,000 円
	二重生活に伴う 生活費増加費用		50,000 円
	面会交通費		169,600 円
	通勤費増加費用		35,600 円
精神的損害			490,000 円
避難費用	交通費 引越費用	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	208,000 円
生活費 増加費用	通勤費増加費用		185,625 円
就労不能損害 (X 1)			365,000 円
避難雑費			1,524,000 円
和解金合計			3,628,425 円